

陸上貨物運送事業労働災害防止事業

I 基本方針

陸上貨物運送業においては、安全・環境・労働力確保対策等取り組むべき多くの課題を抱えている。

このような中、陸上貨物運送事業労働災害防止協会大分県支部(以下「陸災防大分県支部」という。)は、陸災防本部と更なる連携を図りながら、死傷災害の多くを占める荷役作業等にかかる災害の防止、死亡者数の多くを占める交通労働災害の防止を図るため以下のとおり各種事業を積極的に推進する。

1 交通・労働災害防止対策

死亡災害ゼロを目標に各種事業を展開して安全意識の高揚を図ることとする。

重点実施事項として、交通労働災害防止のための各種会議、講習会、集団指導、安全パトロール等を積極的に推進する。

夏期及び年末・年始における労働災害防止強調運動を実施する。

II 労働災害防止のための主要対策

1 労働災害防止活動の計画的な促進

- (1) 委員会等各種会議活動を計画的に開催する。
- (2) 陸運災防指導員の現場指導活動の充実・強化を図る。
- (3) 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医、作業主任者、作業指揮者等を選任し労災防止体制の組織強化を図る。
- (4) 労働局・労働災害防止関係団体とともに産業安全衛生大会を開催する。
- (5) 労働安全に関する調査・研究を行う。

2 荷役運搬作業の安全化の確保

- (1) 作業主任者、作業指揮者等に対する安全衛生教育を計画的に実施する。
- (2) 「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」・「モデル安全衛生管理規程」・「安全衛生管理計画」・リスクアセスメント等の防災諸規程の整備を図る。
- (3) 作業指揮者の適正配置及び職務の励行並びに安全衛生教育の指導を図る。
- (4) 自動車運転者の荷主先における積卸し作業の安全確保について指導を図る。
- (5) 荷役運搬作業機械等の点検・整備及び適正使用の指導を図る。
- (6) フォークリフト運転業務従事者に対する技能向上と安全運転意識の高揚を図る。
- (7) 厚生労働省が策定した「トラックの荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図る。

3 交通労働災害防止対策推進事業の促進

全国安全・衛生週間及び夏期・年末年始労働災害防止強調運動を中心に陸運災防指導員等による集団指導、安全パトロール等により会員事業場への交通・労働災害防止の徹底を図る。

- (1) 公益社団法人大分県トラック協会との共催による「交通労災事故根絶安全大会」を開催する。
- (2) 交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底に努める。

- (3) 「運輸安全マネジメント」の周知徹底を図る。
- (4) 「安全管理規程」・「交通安全教育実施計画」の周知徹底を図る。
- (5) 国土交通省による「事業用自動車総合安全プラン 2009」への取組強化を図る。
- (6) 「自動車運転業務従事者に対する交通労働災害防止教育」の実施についての指導援助を行う。
- (7) 「交通労働災害防止担当管理者教育」への参加を奨励する。

4 健康の保持増進対策の推進

- (1) 定期健康診断の完全実施に向け、受診率の向上を図る。
- (2) 過重労働による健康障害防止のための周知及び指導援助に努める。
- (3) 労働者の健康保持増進のための指針について広報、啓発活動に努める。
- (4) 石綿（アスベスト）及び睡眠時無呼吸症候群（S A S）についての情報の収集及び提供に努める。
- (5) 高齢労働者の増加に伴い、身体機能低下による労災防止への取組みや、基礎疾患等に起因する労災防止対策の徹底を図る。
- (6) ストレスチェック等のメンタルヘルス対策を図る。

5 安全衛生教育の徹底

- (1) 技能講習、特別教育等の安全衛生教育を実施する。
- (2) 陸災防大分県支部が実施する講習会等への参加勧奨に努める。
- (3) 技能講習等講師の養成に努める。

6 安全衛生意識の高揚

- (1) 夏期及び年末・年始労働災害防止強調運動期間を中心に、陸運災防指導員等による個別指導や安全パトロール等を推進する。
- (2) 表彰対象者の把握及び積極的な推薦に努める。
- (3) 「安全の見える化」等に関する啓発物の作成・頒布に努める。

Ⅲ その他

公益社団法人大分県トラック協会と陸災防大分県支部が車輪の両輪という認識を持ち、連携して労災防止に向け更なる取組を協力で推進することとする。